

事務連絡
平成20年6月10日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

米国産トマト及びその加工品の取扱いについて

標記については、平成20年6月6日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、米国において、今回のサルモネラ症の頻発事例と関連がないとされるトマトの種類及び産地が公表され、その他のトマトについては、消費者に対し生食しないよう注意喚起がなされているところです。

については、米国産トマト及びその加工品（トマトを原材料として使用し、未加熱のもの。）の輸入届出がなされた際には、種類及び産地並びに国内での喫食方法等を確認の上、下記に掲げるトマトに該当しない場合にあっては、輸入者に対し、加熱加工用として使用するよう指導願います。

なお、平成20年6月6日付け事務連絡は廃止します。

記

1. チェリートマト
2. グレープトマト
3. 枝付きのトマト
4. レッドプラム
5. レッドローマ
6. レッドラウンド

注：上記4から6にあっては、アラバマ州、アーカンソー州、カリフォルニア州、ジョージア州、ハワイ州、ルイジアナ州、メイン州、メリーランド州、ミネソタ州、ミシシッピー州、ニューヨーク州、ネブラスカ州、ノースカロライナ州、オハイオ州、ペンシルベニア州、サウスカロライナ州、テネシー州、テキサス州、ウェストバージニア州において栽培・収穫されたものに限る。